

障害者差別解消法に関するオンライン研修会資料

障害者差別解消法及び改正法案について

令和3年3月

内閣府 政策統括官（政策調整担当）付

障害者施策担当

障害者差別解消法の概要

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

合理的配慮の提供

国・地方公共団体等

法的義務

事業者

努力義務

具体的 対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2) { 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

※雇用分野における対応については、障害者雇用促進法の定めるところによることとされている。

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

（※）附則に基づき、施行後3年（平成31年4月）経過時の見直しの検討が求められている。

附則第7条において、政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、事業者による合理的配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとされている。

「合理的配慮の提供」とは

- **行政機関等と事業者**においては、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）**を行うことが求められる（行政機関等は義務、事業者は努力義務）
- 代替措置の選択も含め、双方の話し合い(建設的対話)により対応するもの
- 各事業分野の考え方等については、主務大臣が定める「対応指針(ガイドライン)」に規定

社会的障壁の例

①社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
②制度	利用しにくい制度など
③慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
④観念	障害のある方への偏見など

留意事項

- ① **事務・事業の目的・内容・機能**に照らし、**必要とされる範囲で本来の業務に付随するもの**に限られること
- ② **障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのもの**であること
- ③ **事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと**

具体例



1
段差がある場合に、スロープなどで補助する



2
意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

過重な負担の判断

- 個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要
- ① 事務・事業への影響の程度
(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
 - ② 実現可能性の程度
(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
 - ③ 費用・負担の程度
 - ④ 事務・事業規模
 - ⑤ 財政・財務状況

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）に基づき作成

「障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見」 (令和2年6月22日 障害者政策委員会) の概要

1. はじめに

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）について、施行3年後の検討規定を踏まえ、平成31年2月より、営利・非営利の事業者団体等からのヒアリングを含めて11回にわたり議論を行った。
- ・ 見直しの検討に当たっては、法施行後の国・地方の取組、2020年東京パラリンピック競技大会を契機とした官民の「心のバリアフリー」の取組等の諸状況を勘案しつつ、国連障害者権利委員会の対日審査も見据えて議論を行った。

2. 基本的な考え方

(1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保

- ・ 障害者権利条約の批准以降の動向も踏まえつつ、条約の理念の尊重及び一層の整合性の確保を図る観点から見直しを行う。

(2) 地域における取組等の実情を踏まえた見直し

- ・ 相談事例の蓄積が不十分な地方公共団体や地域協議会の設置等が進んでいない地域がある一方、条例を制定し、相談・紛争解決の体制整備等に積極的に取り組んでいるところもあるため、こうした施行状況等の実情を踏まえて制度や運用を見直す。

(3) 関係者間の相互理解の促進

- ・ 障害者差別解消に向けた取組を通じて共生社会の実現を目指す法の趣旨から、見直しに当たっては、関係者間の相互理解を重視する。

3. 個別の論点と見直しの方向性

(1) 差別の定義・概念について

① 差別の定義・概念の明確化

- 社会的な認識を広げ、差別解消に資するという観点からは、法律で差別の定義を設けること等が望ましい。一方で、法律で定義を設けると、かえって条約よりも狭く定義される等の懸念や解釈の違いによる混乱も予想される。また、差別の類型にどのような事例が該当するのか現段階では明確でなく、法律に規定することの困難さや現場に混乱が生じないよう慎重な検討が必要等の課題もある。
- これらを総合的に考慮しつつ、差別の定義・概念の明確化を図る観点から、どのような対応が可能かについて検討を行うべき。
例) 基本方針等において、実質的な障害を理由とした不当な差別的な取扱いも障害を理由とする差別となる旨や、障害者の家族その他の関係者に対する差別も同様に解消すべきものである旨を示す等。
- 国・地方公共団体において、更に具体的な相談事例の蓄積等を進めるべき。
- 障害のある女性や子供等への差別に関しては、基本方針等において、性や年齢別に具体的な相談事例の蓄積等により更に実態把握に努めるとともに、相談事例を踏まえて適切な措置を講じるべき旨の記載を検討すべき。あわせて、複合的困難に配慮したきめ細かい支援が行われるため、障害者基本法や障害者基本計画の見直しも含め更なる検討が必要。

3. 個別の論点と見直しの方向性(続き)

(2) 事業者による合理的配慮の提供について

① 事業者による合理的配慮の適切な提供の確保

- 事業者による合理的配慮の提供については、建設的対話の促進や事例の共有、相談体制の充実等を図りつつ、事業者を含めた社会全体の取組を進めていくとともに障害者権利条約との一層の整合性の確保等を図る観点から、更に関係各方面の意見等を踏まえ、その義務化を検討すべき。

② 建設的対話の促進、事例の共有等

- 建設的対話を適切に行うべきこと、障害者等が社会的障壁を解消するための方法等を相手に分かりやすく伝えることや、意思決定や意思疎通が困難である場合に障害者等に配慮することも重要であることを、基本方針等で明確化すべき。
- 合理的配慮は多様かつ個別性が高いため、その実施を促す観点から、事業者からの相談にも適切に応じる体制整備や地域協議会の取組を含めた事例の収集や共有、情報提供を更に行うべき。
- 国は、事業者や障害者を含む国民全体への理解を促進するため、より効果的な方法とすることも含めて周知啓発を強化すべき。

(3) 相談・紛争解決の体制整備について

① 地域における相談・紛争解決体制の見直し

- 双方の建設的対話による相互理解を通じた解決が肝要であること、事案の掘り起こしや事例収集にも資することから、相談体制の充実が重要。 地域の実情に応じて既存の機関等の活用を図り事案の解決につなげていくよう、以下の方策を実施すべき。

(ア) 国・地方公共団体の役割分担の明確化

- 地方公共団体の取組状況も踏まえつつ、各行政機関の基本的な役割を示すべき。
例) 市町村は最も身近な相談窓口を担うこと、都道府県は広域的な事案や専門性が求められる事案の解決、市町村への情報提供等の支援を行うこと、国は関係機関と連携しつつ、重層的な相談体制の一翼を担うことなど。

(イ) 相談体制の明確化等

- 国や地方公共団体は、相談窓口や事案の取扱いの流れを分かりやすく示すなど、適切な相談機関へのアクセス向上のための情報提供等の取組を積極的に行うべき。
- 意思疎通支援やICTを活用した相談について配慮するとともに、相談窓口の特性に応じて、事業者からの相談も対象とすることを明確化すべき。
- 内閣府が各省庁と協力・連携して全国の相談事例を収集・整理するほか、担当課長連絡会議等を開催し、定期的に相談事例の共有や分析・公表等を行うべき。
- 相談のたらい回し防止等の観点から、国における新たなワンストップ相談窓口の設置や既存の相談窓口の効果的な活用、国・地方公共団体の役割分担の整理などを含め、どのような対応が可能かについて検討すべき。

3. 個別の論点と見直しの方向性(続き)

(3) 相談・紛争解決の体制整備について(続き)

① 地域における相談・紛争解決体制の見直し(続き)

(ウ) 都道府県による広域的・専門的な支援の充実

- 一部の都道府県で配置されている広域支援相談員等について、地域の実情に応じた配置を促すことを検討すべき。

(エ) 相談対応を担う人材の育成及び業務の質の向上

- 相談対応を担う者に対する研修やマニュアルの作成等により、必要な専門性も有する人材の育成や業務の質の向上を図るべき。

(オ) 国・地方公共団体の関係機関の効果的な連携

- 国と地方公共団体の効果的な連携による、障害者差別の解消に向けた取組を進めるべき。
例) 法務省の人権擁護機関が地域協議会に積極的に参画するなど。
- 相談対応による解決が困難となった場合に、地方公共団体と法務省の人権擁護機関等や主務大臣との一層の連携を図るため、各機関の役割を踏まえた事案対応の流れや日頃からの関係構築のための方策を整理することなどを検討すべき。

② 相談対応等を契機とした事前的改善措置(環境整備)の促進

- 相談・紛争の事案を事前に防止することに有効と考えられるため、特に幅広い事業者等における取組が期待される、相談対応等を契機とした事業者の内部規則見直し等の環境整備について、その重要性の明確化を図るとともに、取組を促すべき。

(4) 障害者差別解消支援地域協議会について

① 都道府県による市町村の地域協議会設置等の支援

- 都道府県が、その設置・運営を通じた知見や管内市町村の地域協議会について得た情報を基に、市町村に対して他の市町村の取組に関する情報提供を行うことや、必要に応じて圏域単位など複数市町村による地域協議会の共同設置・運営を支援することを促すべき。

② 複数の地域協議会の間での情報共有等の促進

- 都道府県・市町村の地域協議会の間や、複数市町村の地域協議会の間において、必要に応じて情報共有や助言その他の支援・連携を行うことを検討すべき。
- 国においても、地域協議会において、関係機関が対応した事例の共有等が図られるよう、各地域の取組を更に促すとともに、地域における好事例が他の地域において共有されるための支援をすべき。

4. おわりに

- ・政府において、本意見を基に制度・運営上の具体的な検討を進めるべき。
- ・障害者差別は国民一人一人の理解不足や意識の偏りに起因する面が大きいことから、国民各層の理解を促進していくべき。 5

委員名簿

阿部 一彦	(福)日本身体障害者団体連合会 会長
安部井 聖子	東京都重症心身障害児(者)を守る会 会長 (福)全国重症心身障害児(者)を守る会評議員
安藤 信哉	(公社)全国脊髄損傷者連合会 常務理事 事務局長
◎ 石川 准	静岡県立大学国際関係学部 教授 東京大学先端科学技術研究センター 特任教授
石野 富志三郎	(一財)全日本ろうあ連盟 理事長
岩上 洋一	(一社)全国地域で暮らそうネットワーク代表理事
大河内 直之	東京大学先端科学技術研究センター特任研究員
大塚 晃	(一社)日本発達障害ネットワーク 副理事長
岡田 久実子	(公社)全国精神保健福祉会連合会 副理事長
大日方 邦子	(株)電通パブリックリレーションズ シニア・ コンサルタント パラリンピック金メダリスト
加藤 正仁	(一社)全国児童発達支援協議会 会長
門川 紳一郎	(福)全国盲ろう者協会 理事
加野 理代	弁護士
河井 文	(一社)全国肢体不自由児者父母の会連合会 理事
北岡 賢剛	(特非)全国地域生活支援ネットワーク 顧問
久保 厚子	(一社)全国手をつなぐ育成会連合会 会長
黒岩 祐治	神奈川県知事 (全国知事会)
佐藤 聡	(特非)DPI日本会議 事務局長
佐保 昌一	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
竹下 義樹	(福)日本視覚障害者団体連合 会長

玉木 幸則	(特非)日本相談支援専門員協会 顧問
柘植 雅義	筑波大学 教授 (人間系 障害科学域 知的・発達・ 行動障害学分野)
辻 宏康	和泉市長 (全国市長会)
野澤 和弘	(一社)スローコミュニケーション 代表 植草学園大学 客員教授
長谷川 知子	(一社)日本経済団体連合会 常務理事・SDGs本部長
平川 淳一	(公社)日本精神科病院協会 副会長
松為 信雄	東京通信大学人間福祉学部 教授
○ 三浦 貴子	(福)全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会 制度・予算対策委員長
森 幸子	(一社)日本難病・疾病団体協議会 代表理事
山崎 千恵美	(公財)日本知的障害者福祉協会 副会長

【専門委員】

内布 智之	(一社)日本メンタルヘルスピアサポート専門員 研修機構 代表理事
杉崎 友則	日本商工会議所産業政策第二部 担当部長
関川 芳孝	大阪府立大学 教授 (地域保健学域 教育福祉学類)
曾根 直樹	日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科 准教授

注：◎は委員長、○は委員長代理。令和2年6月22日現在

開催経緯

第42回（平成31年2月22日）

- 障害者差別解消法の見直しの検討について
 - ※地方公共団体における障害者差別解消法の施行状況について（速報版）
 - ※障害者差別解消法の見直しの検討に係る今後の審議の進め方について（案）

第43回（平成31年4月22日）

- 障害者差別解消法の見直しの検討について
 - ・障害者差別の解消に関する地方公共団体への調査結果（地方公共団体における対応要領の策定、地域協議会、相談・紛争解決の状況について）

第44回（令和元年6月3日）

- 障害者差別解消法の見直しの検討について
 - ・障害者差別の解消に関する地方公共団体への調査結果（地方公共団体における条例の制定の状況等について）
 - ・大阪府からのヒアリング

第45回（令和元年6月27日）

- 障害者差別解消法の見直しの検討について
 - ・主な相談事例
 - ・障害者権利条約との関係

第46回（令和元年10月17日）

- 障害者差別解消法の見直しの検討について
 - ・（一社）日本経済団体連合会、日本商工会議所からの説明（事業者の合理的配慮の提供等について）
 - ・障害者差別解消法の見直しに関する特に議論が必要な論点（案）
- 障害者権利委員会の事前質問事項の採択について（報告）

第47回（令和元年11月14日）

- 障害者基本計画（第4次）の実施状況の監視について
- 障害者差別解消法の見直しの検討について
 - （1）差別の定義・概念
 - （2）事業者による合理的配慮
 - ・東京都からのヒアリング

第48回（令和元年12月12日）

- 障害者差別解消法の見直しの検討について
 - （1）障害のある女性への差別
 - ・DPI女性障害者ネットワークからのヒアリング
 - （2）事業者の合理的配慮の提供
 - ・以下の団体からのヒアリング
 - ・（公社）日本医師会、（福）全国社会福祉協議会、全私学連合
 - ※（一社）日本経済団体連合会からの報告（企業・団体に対するアンケート調査結果について）
 - （3）相談・紛争解決体制
 - （4）障害者差別解消支援地域協議会の設置促進・活性化

第49回（令和2年1月27日）

- 「障害者政策委員会の意見」（案）について

第50回（令和2年2月21日）

- 「障害者政策委員会の意見」（修正案）について

第51回（令和2年5月25日）

- 「障害者政策委員会の意見」（再修正案）について

第52回（令和2年6月22日）

- 「障害者政策委員会の意見」（再々修正案）について

障害者差別解消法の見直しの検討に係るヒアリング

- 「障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見」（令和2年6月22日障害者政策委員会）において、事業者による合理的配慮については、更に関係各方面の意見を踏まえつつ、その義務化を検討すべきとされた。
- これを踏まえ、内閣府において令和2年10月19日から28日までの間に事業者団体及び障害者団体へのヒアリングを実施した。

ヒアリング結果の概要

事業者団体（34団体）

- 事業者団体の多くが義務化に一定の理解を示す一方、一部の事業者団体（鉄道事業者、中小事業者団体等）は、現時点では義務化は時期尚早である、引き続き努力義務とすべきとの意見であった。
- 義務化に対する態度にかかわらず、多くの事業者団体が、義務化によるトラブルの増加を強く懸念しており、義務化する場合には、合理的 配慮の考え方をより明確化すること、周知啓発を進めること、事業者からの相談に応ずる体制を整備することが必要であるとの意見であった。

障害者団体（19団体）

- 障害者団体からは、総じて、事業者の合理的配慮の提供を義務化すべきとの強い意見が示されたほか、相談・紛争解決体制を整備すべき、差別の定義を明確にすべき、周知啓発を進めるべき等の意見があった。

障害者差別解消法の見直しの検討に係るヒアリング団体一覧（計53団体）

※団体名はヒアリング実施日順に記載

事業者団体（34団体）

(公社)日本建築士会連合会
 (一社)日本建築士事務所協会
 連合会
 (公社)日本建築家協会
 (一社)日本旅行業協会
 (公社)全日本不動産協会
 全国質屋組合連合会
 (一社)全日本指定自動車教習
 所協会連合会
 (公社)日本医師会
 (公社)消費者関連専門家会議
 (一社)日本経済団体連合会
 日本商工会議所
 西日本遊園地協会
 全国商工会連合会
 日本ショッピングセンター協会
 全国石油商業組合連合会
 (公社)日本バス協会
 (一社)全国ハイヤー・タクシー
 連合会
 定期航空協会
 JR東日本(東日本旅客鉄道株)
 JR東海(東海旅客鉄道株)

JR西日本(西日本旅客鉄道株)
 (一社)日本民営鉄道協会
 (一社)日本地下鉄協会
 (一社)日本旅客船協会
 (福)日本保育協会
 (公社)日本歯科医師会
 (公社)日本薬剤師会
 (公社)日本精神科病院協会
 全私学連合
 私立特別支援学校連合会
 (一社)日本チェーンドラッグス
 ア協会
 (一社)全国生活衛生同業組合
 中央会
 (一社)日本自動車販売協会連
 合会
 日本チェーンストア協会

障害者団体（19団体）

(特非)筋痛性脳脊髄炎の会
 (特非)全国言友会連絡協議会
 (特非)DPI日本会議
 (特非)難病のこども支援全国ネットワーク
 (一社)日本筋ジストロフィー協会
 日本障害フォーラム(JDF)
 (公財)日本ダウン症協会
 (公社)日本てんかん協会
 (一社)全国心臓病の子どもを守る会
 (特非)日本失語症協議会
 (一社)日本自閉症協会
 ピープルファーストジャパン
 全国「精神病」者集団
 (一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
 DPI女性障害者ネットワーク
 (一社)日本ALS協会
 日本肝臓病患者団体協議会
 (特非)日本高次脳機能障害友の会
 日本弱視者ネットワーク

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案（概要）

- 政府は、障害者差別解消法の施行（平成28年4月）3年経過後において、事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について検討し、所要の見直しを行うとの規定（附則第7条）を踏まえ、内閣府の障害者政策委員会における議論や団体ヒアリング等を通じて、検討を実施。
- 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、国・地方公共団体相互の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 事業者による合理的配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、
現行の努力義務から義務へと改める。

- ※ 障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことを求めている。
- ※ 「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【合理的配慮の例】

段差がある場合に、
スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真の
カードやタブレット端末などを使う



2. 事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴う対応

(1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

(2) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- ア 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- イ 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し、これを確保する責務を明確化する。
- ウ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日